

障 発 1001 第 3 号

令 和 3 年 10 月 1 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長

(公 印 省 略)

障害者芸術・文化祭の開催について

標記につきましては、平成 13 年 5 月 31 日障発第 241 号「障害者芸術・文化祭について」の開催要綱に基づき、今般、長崎県から障害者芸術・文化祭の開催について申請を受け、内容の審査を行った結果、令和 7 年度の開催地を長崎県に決定いたしました。つきましては、管内市町村、関係団体等への周知方よろしく申し上げます。